

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地

氏 名 安田産業株式会社 代表取締役 安田 奉春
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県嶺南振興局二州保健所長 高木 和貴



許可の年月日 平成30年 8月 7日

許可の有効年月日 平成35年 8月 6日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、

1, 1, 1-トリクロロエタンもしくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

感染性産業廃棄物、廃石綿等

汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 1, 1-トリクロロエタンまたはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成18年 8月 7日 新規許可

(2) 平成23年 8月 7日 更新許可 (優良認定)

(3) 平成29年 9月 8日 再交付

・ 住所の変更

(4) 平成30年 8月 7日 更新許可

5. 積替え許可の有無

福井県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無